

マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する
自治体向けQ&A（第6版）

令和3年10月5日 第1版
令和3年12月1日 第2版
令和4年4月28日 第3版
令和4年9月21日 第4版
令和6年3月28日 第5版
令和7年9月1日 第6版

※各条項は令和7年9月1日時点分を反映しています。

※なお、更新箇所は下線部分です。

凡例

略称等	概要
動物愛護管理法	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
登録制度	動物愛護管理法に基づき、マイクロチップを装着した犬及び猫の所有者情報等について、当該動物の所有者が、環境大臣が指定した指定登録機関に当該情報の登録を行う制度
特例制度	動物愛護管理法第39条の7に規定されている「狂犬病予防法の特例」に基づく制度
特例通知	特例制度において、環境大臣から犬の所在地を管轄する市町村長に送付される通知

目次

1	特例制度について
①	特例制度とはどういうものですか。（改訂）
②	特例制度に参加することによる市町村（特別区を含む。以下同じ。）や飼い主へのメリットは何ですか。
③	民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業に登録している場合、当該マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされますか。（改訂）
④	特例制度に参加していない市町村に所在する犬の飼い主は、指定登録機関のマイクロチップに関する情報登録を受ける必要がありますか。（改訂）

2	特例制度への参加について	
	①	特例制度に参加するための手続について教えてください。(改訂)
	②	令和4年6月1日の制度開始以降でも参加は可能ですか。(改訂)
	③	特例制度参加市町村の情報はどのように知ることができますか。
	④	特例制度参加に必要な「求め」をした後に、「求め」を撤回することはできますか。
3	指定登録機関からの通知について	
	①	特例通知の情報はどのようにして確認することができますか。(改訂)
	②	特例通知にはどのような情報が含まれていますか。(改訂)
	③	特例通知の対象となる犬の範囲について教えてください。(改訂)
	④	特例制度に、 <u>参加する前の情報は通知されますか。</u> (改訂)
	⑤	特例通知の電子メールを確認し忘れた場合や定期的に管内の犬の所在情報を確認し、原簿を更新したい場合などに、環境省データベース上の登録情報をまとめて閲覧することはできますか。
	⑥	既に狂犬病予防法第4条第2項の規定により登録済みの犬について、新たにマイクロチップが装着され、指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された場合は、特例制度参加市町村に、その犬の情報は通知されますか。(改訂)
	⑦	犬の所有者が当該犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日)から30日を経過した後に指定登録機関の登録又は変更登録を受けた場合、特例制度参加市町村に対して通知は送られますか。(改訂)
	⑧	指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された犬が、特例制度参加市町村から特例制度不参加市町村にその所在地を変更した場合、それぞれの市町村に指定登録機関から通知されますか。(改訂)
	⑨	指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された犬が、特例制度不参加市町村から特例制度参加市町村にその所在地を変更した場合、それぞれの市町村に指定登録機関から通知はされますか。(改訂)
	⑩	特例不参加市町村に所在している犬について、生後90日以内にマイクロチップ情報を登録し、更に当該市町村が特例制度に参加した後に、生後90日を経過した場合は、指定登録機関から当該市町村へ通知はされますか。(改訂)
	⑪	特例不参加市町村に所在しているマイクロチップ情報を登録済みの犬について、生後90日を経過した後に当該自治体が特例に参加した場合、指定登録機関から当該市町村へ通知はされますか。(改訂)
	⑫	特例制度参加市町村に所在する犬に装着されたマイクロチップが、動物愛

		護管理法施行規則第 21 条の 6 に規定する「やむを得ない事由」に該当するとして取り外された場合、指定登録機関から当該市町村にその旨の特例通知は送付されますか。
	⑬	特例制度に参加するために、現在使用している狂犬病予防法に基づく犬の登録システムの改修は必要ですか。(改訂)
	⑭	特例通知された情報に保管期間等は定められていますか。(改訂)
	⑮	特例通知は行政文書に該当しますか。(改訂)
4	特例通知の解釈と市町村における犬の登録手続について	
	①	特例通知を受けた時点で、市町村における狂犬病予防法に基づく犬の登録手続の全部又は一部が完結しているとみなされますか。
	②	特例通知を受けた市町村は、犬の所有者から狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料を徴収することに法的な問題はありませんか。
	③	犬の所有者は、マイクロチップの情報に関する指定登録機関の登録を受けた際に、狂犬病予防法の登録手続についてどのように案内されるのですか。特例制度参加市町村と特例制度不参加市町村のそれぞれのパターンについて教えてください。
	④	特例通知されたマイクロチップ登録情報の内容と各市町村の犬の原簿の内容が異なっている場合、犬の所有者への連絡は、市町村又は指定登録機関のどちらが行うのですか。
	⑤	犬の所有者が、指定登録機関の変更登録を受ける前に、狂犬病予防法第 4 条第 5 項に規定する届出のために市役所等を訪れた場合には、どのように対応すればよいですか。
5	特例制度に参加する場合の犬の登録手数料について	
	①	特例制度に参加する場合、犬の登録に係る手数料の金額はどのように決めれば良いですか。(改訂)
	②	特例制度に参加する場合、犬の登録に係る手数料をどのように徴収すれば良いですか。(改訂)
6	特例制度参加市町村における鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬に係る事務について	
	①	マイクロチップが鑑札とみなされる以前に、既に犬の所有者に交付済みであった鑑札について、必ず市町村長への提出を求めなければならないのですか。
	②	特例制度参加市町村に所在する鑑札とみなされるマイクロチップを装着している犬について、狂犬病予防法に基づく犬の登録を受けていることの証明書（以下「登録証明書」という。）を所有者に交付することは可能でしょうか。

	③	登録証明書の様式や使用方法について教えてください。また、登録証明書以外の方法を採用することは可能でしょうか。
	④	鑑札とみなされたマイクロチップが犬から除去された旨の所有者からの届出を受けて、市町村長が交付する鑑札について、交付に係る手数料を徴収するべきでしょうか。
	⑤	やむを得ない事由によりマイクロチップを除去した場合には、所有者は指定登録機関にその旨の届出を行うことになりますが、その際、登録システムにおいて、鑑札とみなされていたマイクロチップを除去した旨の届出を市町村長に行い、鑑札の交付を受けるよう所有者に案内されないのでしょうか。（改訂）
	⑥	特例制度参加市町村が管理する登録原簿について、鑑札とみなされたマイクロチップの識別番号と登録（鑑札）番号を同一にすることは可能でしょうか。
7		マイクロチップが装着された犬の所在地変更に係る狂犬病予防法に基づく事務について
	①	<u>鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬が、特例制度参加市町村から特例制度不参加市町村へ、所在地変更した場合の転出元市町村及び転出先市町村の事務を教えてください。（改訂）</u>
	②	<u>環境大臣に登録されたマイクロチップが装着された犬が、特例制度不参加市町村から特例制度参加市町村へ、所在地変更した場合の転出元市町村及び転出先市町村の事務を教えてください。（改訂）</u>
	③	<u>鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬が、特例制度参加市町村から特例制度参加市町村へ、所在地変更した場合の転出元市町村及び転出先市町村の事務を教えてください。（改訂）</u>

参考1：「動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第1項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」（令和4年4月8日付け事務連絡）

参考2：狂犬病予防法での手数料設定のこれまでの経緯

参考3：マイクロチップを装着した犬の所在地変更に関する市町村業務整理表（改訂）

参考4：「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する対応について」（令和5年9月11日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡）

1 特例制度について

1－① 特例制度とはどういうものですか。(改訂)

(環境省回答)

- 動物愛護管理法第 39 条の 7 に規定されている「狂犬病予防法の特例」に基づく制度を指します。
- 具体的には、犬の所有者が、動物愛護管理法第 39 条の 2 の規定により装着されたマイクロチップの情報について、環境大臣の指定を受けた指定登録機関の登録等（登録事項の変更及び死亡等の届出を含む。以下同じ。）を受けたとき、指定登録機関から、特例制度に参加する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に対し、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条第 2 項の規定による犬の登録等に必要な情報等が通知され、その場合においては、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請等があったとみなされるとともに、装着されたマイクロチップが狂犬病予防法第 4 条第 2 項の鑑札とみなされます。

1－② 特例制度に参加することによる市町村（特別区を含む。以下同じ。）や飼い主へのメリットは何ですか。

(環境省回答)

- 特例制度に参加することで、管内の犬の所有者や犬の所在地等の情報把握がより正確かつ簡単に可能となります。また、市町村においては、狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定による犬の登録等に係る事務が効率化され、飼い主においては、動物愛護管理法第 39 条の 2 の規定によるマイクロチップが狂犬病予防法第 4 条第 2 項の鑑札とみなされるとともに、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請等の手続に係る負担の軽減が期待できます。
- 市町村の事務の効率化については、以下の点を想定しています。
 - 犬の所有者から狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による犬の登録の申請に係る申請書等の提出を受けることが少なくなるため、窓口業務の負担が軽減される。
 - 狂犬病予防法の犬の登録原簿を電子データで管理している市町村においては、指定登録機関から通知される電子データをダウンロードし、その情報を原簿に移すことが可能となるため、入力作業に係る業務の負担が軽減される。
 - 犬に装着されているマイクロチップが狂犬病予防法第 4 条第 2 項の鑑札とみなされることで、鑑札の発行数が減少するため、その管理に係る業務の負担が軽減される。

- 1－③ 民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業に登録している場合、当該マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされますか。（改訂）

（環境省回答）

- 令和4年6月1日から開始された動物愛護管理法に基づく環境省の登録制度と、民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業は異なります。
- したがって、民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業に登録していたとしても、当該マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とはみなされません。
- ただし、特例制度に参加している市町村（以下「特例制度参加市町村」という。）に所在する犬の所有者が、民間登録団体が行っているマイクロチップ登録事業に加え、環境省の登録制度でも登録した場合には、指定登録機関から当該特例制度参加市町村に特例通知が送付されます。
- この場合、当該特例通知により狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録が完了した時点から、当該マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされます。
- なお、公益社団法人日本獣医師会による移行登録の手続が完了した犬の情報については、環境省データベースへの移行が完了した時点で、特例制度参加市町村に対して、指定登録機関から特例通知が送付されており、当該犬に装着されたマイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされます。

- 1－④ 特例制度に参加していない市町村に所在する犬の飼い主は、指定登録機関のマイクロチップに関する情報登録を受ける必要がありますか。（改訂）

（環境省回答）

所在地の特例制度への参加有無にかかわらず、以下の対応を行うようにお願いします。

<犬猫等販売業者から入手した場合>

- 購入後30日以内に、動物愛護管理法第39条の6の規定による変更登録を受ける必要があります。

<犬猫等販売業者以外から入手した場合>

- マイクロチップが装着されている犬を登録証明書とともに譲り受けた場合には、譲り受けた日から30日以内に変更登録を受ける必要があります。
- マイクロチップが装着されていない犬を譲り受けた場合には、当該犬へのマイクロチップの装着は努力義務となります。ただし、装着した場合には、30日以内に登録を受ける義務があります。

※ なお、いずれの場合もマイクロチップの装着の有無に関わらず、特例制度に参加していない市町村（以下「特例制度不参加市町村」という。）に所在する犬については、狂犬病予防法第4条第1項の規定による犬の登録の申請又は同条第5項の規定による届出を行う必要があります。

2 特例制度への参加について

2-① 特例制度に参加するための手続について教えてください。(改訂)

(環境省回答)

- 特例制度に参加するためには、動物愛護管理法第 39 条の 7 第 1 項及び同条第 3 項の規定による市町村長の求め（以下「求め」という。）が必要になりますが、動物愛護管理法第 39 条の 5 の規定によるマイクロチップの登録等について、その都度、市町村長から指定登録機関に求めをすることは、市町村の事務負担の増加につながることから、事前に求めの意向の確認を行い、求めをすると回答した市町村については、包括的な求めがあったものとして取り扱います。
- 具体的な手続については、2-②を御参照ください。

2-② 令和 4 年 6 月 1 日の制度開始以降でも参加は可能ですか。(改訂)

(環境省回答)

- 都道府県を通じて毎月 20 日締めで「求め」の文書を電子メールで環境省に送付いただくことで、翌月 1 日から特例通知を発出します。(政令指定都市においては、直接環境省へ電子メールを送付してください。)
- 例えば、8 月 20 日に「求め」の文書の送付があった場合には 9 月 1 日から、9 月 21 日に「求め」の文書の送付があった場合には 11 月 1 日から、特例通知が届くようにシステム連携をいたします。
- 「求め」の文書については「動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項及び第 3 項に基づく狂犬病予防法の特例に係る「市町村長の求め」について(その 4)」(令和 6 年 9 月 2 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)の別紙の冒頭「令和〇年〇月 1 日から、」を適宜、参加を希望する「年」「月」に修正し、提出ください。

2-③ 特例制度参加市町村の情報はどのように知ることができますか。

(環境省回答)

- 各市町村の特例制度への参加状況は、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに公開しています。
- (<https://reg.mc.env.go.jp/owner/download> 【狂犬病予防法の特例に参加する自治体一覧】)

2-④ 特例制度参加に必要な「求め」をした後に、「求め」を撤回することはできますか。

(環境省回答)

- 「求め」を撤回することは可能です。ただし、撤回後は動物愛護管理法第39条の7第2項が適用されなくなるため、マイクロチップは狂犬病予防法第4条第2項の鑑札とみなされず、同項の規定により鑑札を交付する必要性が生じます。
- 毎月20日締めで「求め」を撤回する文書を電子メールで送付いただくことで、翌月1日から特例通知を止めます。
- なお、過去に遡った撤回はできません。

3 指定登録機関からの通知について

3-① 特例通知の情報はどのようにして確認することができますか。(改訂)

(環境省回答)

- 全国の各市町村には、あらかじめ、指定登録機関から登録システムのデータベースにアクセスするためのIDとパスワードが付与されます。
- そのうち、特例制度参加市町村については、犬の所有者がマイクロチップに関する指定登録機関の登録等を受けた場合、その翌日に前日の登録等の件数や情報がまとめて、市町村から指定されたメールアドレスに送付されます。当該特例通知には、登録システムの専用サイトURLが記載されていますので、付与されたIDとパスワードを入力して専用サイトに入ってください。当該専用サイトからは、前日に登録等された犬のマイクロチップ登録情報を含むCSVファイルをダウンロードすることができます。
- なお、特例制度に参加する前に登録された犬の情報については、登録日を遡って閲覧することはできません。

3-② 特例通知にはどのような情報が含まれていますか。(改訂)

(環境省回答)

- 特例通知には、動物愛護管理法第39条の5第2項第1号及び第2号に規定されている事項(氏名、住所、電話番号、犬の所在地及びマイクロチップ識別番号)並びに同項第3号に基づき環境省令で規定されている事項(登録又は変更登録日、個人又は法人の別、電子メールアドレス、犬の名、犬の品種、犬の毛色、犬の生年月日、犬の性別、犬の特徴となるべき事項、狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第4条に規定する登録年月日及び登録番号)が含まれます。

3-③ 特例通知の対象となる犬の範囲について教えてください。(改訂)

(環境省回答)

- 生後91日齢以上の犬が登録制度に登録又は変更登録された場合、その日において、狂犬病予防法第4条第1項の規定による登録の申請等があったとみなされ、登録された情報について、特例制度参加市町村に特例通知が送付されます。
- 生後90日齢を経過する前の犬について登録等がなされる場合においては、生後91日齢時点の犬の所有者等の情報について、特例制度参加市町村に特例通知が送付されます。

- 例えば、犬の所有者が生後 60 日齢の犬の情報を登録した場合であっても、生後 91 日齢時点の犬の情報について、特例制度参加市町村に特例通知が送付されます。
- 生後 90 日齢を経過する前に犬の譲渡しが行われた場合には、譲渡先で犬が生後 91 日齢となった時点で、譲渡先に係る情報（その時点の所有者の情報）について、特例制度参加市町村に特例通知が送付されます。
- なお、所有している犬が生後 91 日齢に達した日に、指定登録機関から所有者に対して下記の案内が記載されたメールを送ります。
「生後 91 日以上の子は、市区町村への狂犬病予防法に基づく登録が義務付けられています。
マイクロチップの情報を登録いただいた犬が、生後 91 日以上となりましたので、登録されている犬の情報及び所有者の情報を、犬の所在地を管轄する市区町村に通知しました。
この通知は、市区町村において狂犬病予防法に基づく登録の申請等とみなされます。狂犬病予防法に基づく登録手数料が別途必要となる場合がありますので、犬の所在地を管轄する市区町村にお問い合わせください。」
- 生後 91 日の数え方については、誕生した日を 0 日目として数えます。例えば、令和 5 年 1 月 1 日に生まれた犬は、令和 5 年 4 月 2 日が 91 日目となります。

3-④ 特例制度に参加する前の情報は通知されますか。（改訂）

（環境省回答）

- 参加する前の登録情報等については、特例通知情報自体が作成されていないため、遡って登録情報を取得することはできません。

3-⑤ 特例通知の電子メールを確認し忘れた場合や定期的に管内の犬の所在情報を確認し、原簿を更新したい場合などに、環境省データベース上の登録情報をまとめて閲覧することはできますか。

（環境省回答）

- 特例制度参加市町村は、参加した時点から画面上や CSV 等の形式で管内の犬の特例通知に係るデータの閲覧ができるシステム仕様となっています。

3-⑥ 既に狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定により登録済みの犬について、新たにマイクロチップが装着され、指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された場合は、特例制度参加市町村に、その犬の情報は通知されますか。（改訂）

(環境省回答)

- 指定登録機関は、マイクロチップ情報の登録等がされた生後 91 日齢以上のすべての犬について、特例制度参加市町村に特例通知を送付します（マイクロチップ情報の登録等は犬の所有者が行う必要があります。）。
- 特例通知としては、犬の所有者がした狂犬病予防法施行規則第 4 条に規定する登録年月日及び登録番号もされます。これにより、当該通知が届いた犬の所在地を管轄する市町村は、狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定による登録がされているか確認することができます。
- この場合の特例制度参加市町村における鑑札の提出の取扱いについては、本 Q & A 6－①を御参照ください。

3－⑦ 犬の所有者が当該犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合は、生後 90 日を経過した日）から 30 日を経過した後に指定登録機関の登録又は変更登録を受けた場合、特例制度参加市町村に対して通知は送られますか。
(改訂)

(環境省回答)

- 犬の所有者による登録又は変更登録が動物愛護管理法第 39 条の 7 第 1 項に規定する期間を経過した後であっても特例通知はなされます。

3－⑧ 指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された犬が、特例制度参加市町村から特例制度不参加市町村にその所在地を変更した場合、それぞれの市町村に指定登録機関から通知されますか。(改訂)

(環境省回答)

- この場合、転出先の市町村が特例制度に参加していないため、当該市町村に対して指定登録機関から特例通知を送付することができません。したがって、転出先の特例制度不参加市町村が犬の転入を把握するためには、犬の所有者が、狂犬病予防法第 4 条第 4 項の規定による届出を当該市町村の窓口で行う必要があります。
- なお、転出する犬の所有者が、登録システムを用いて指定登録機関に特例制度不参加市町村への所在地変更の届出をした場合、「転出先の市町村において、狂犬病予防法で必要とされる届出を行うこと。」について登録システムの画面上で注意喚起の文章を表示するようにしています。
- 一方、転出元の市町村については特例制度に参加していることから、指定登録機関から転出元の市町村に対して動物愛護管理法施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）第 21 条の 9 第 3 項に基づく特例通知が送付されます。犬の所在地を海外に変更する

届出を行った場合も、指定登録機関から転出元の市町村へ海外転出に係る特例通知が送付されます。

- マイクロチップが装着された犬の所在地変更に係る狂犬病予防法に基づく事務については、7-①～③をご参照ください。

3-⑨ 指定登録機関にマイクロチップ情報が登録された犬が、特例制度不参加市町村から特例制度参加市町村にその所在地を変更した場合、それぞれの市町村に指定登録機関から通知はされますか。(改訂)

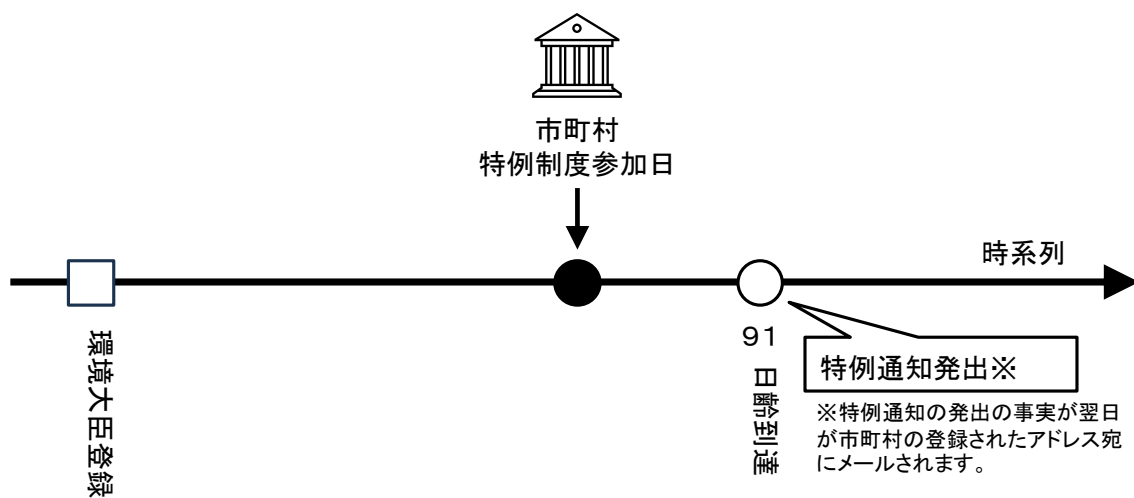
(環境省回答)

- この場合、転出先の市町村が特例制度に参加しているため、指定登録機関から特例通知が送付されます。
- 一方、転出元の特例制度不参加市町村に対しては、指定登録機関から特例通知は送付されません。

3-⑩ 特例不参加市町村に所在している犬について、生後 90 日以内にマイクロチップ情報を登録し、更に当該市町村が特例制度に参加した後に、生後 90 日を経過した場合は、指定登録機関から当該市町村へ通知はされますか。(改訂)

(環境省回答)

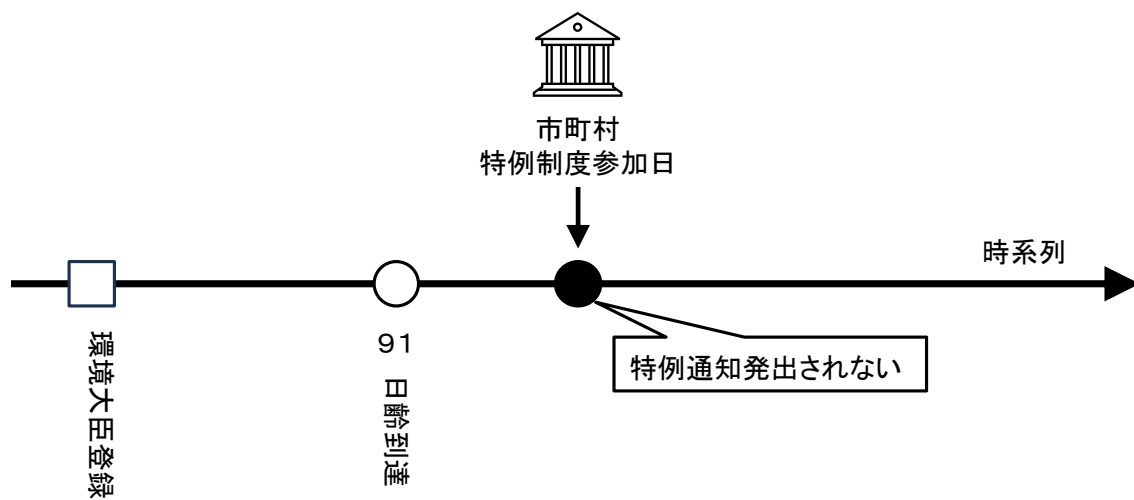
- 通知されます。
- 動物愛護管理法第 39 条の 7 の 1 項に「犬の所有者が当該犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合にあつては、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない」とされています。
- つまり、生後 90 日以内の犬を取得した場合は、当該犬のマイクロチップ情報の登録が市町村の求めよりも前になされたとしても、生後 90 日を経過した日に登録を受けたと解釈され、特例通知が発出されることになります。



3-⑪ 特例不参加市町村に所在している、マイクロチップ情報を登録済みの犬について、生後 90 日を経過した後に当該自治体が特例に参加した場合、指定登録機関から当該市町村へ通知はされますか。(改訂)

(環境省及び厚生労働省回答)

- 通知されません。
- 当該犬が生後 90 日を経過した日から 30 日以内に、別途、窓口で狂犬病予防法に基づく犬の登録を行い、鑑札を交付してもらう必要があります。



3-⑫ 特例制度参加市町村に所在する犬に装着されたマイクロチップが、動物愛護管理法施行規則第21条の6に規定する「やむを得ない事由」に該当するとして取り外された場合、指定登録機関から当該市町村にその旨の特例通知は送付されますか。

(環境省回答)

- マイクロチップが取り外された場合には、動物愛護管理法施行規則第21条の10第1項第2号の規定により、犬の所有者は「死亡等の届出」を指定登録機関に対してする必要があります。この届出については特例通知が送付されます。
- 登録システムにログインし、「その他の特徴」の事項を確認してください。「脱落：新マイクロチップ番号〇〇」、「取外し：新マイクロチップ番号〇〇」と記載されています。

3-⑬ 特例制度に参加するために、現在使用している狂犬病予防法に基づく犬の登録システムの改修は必要ですか。(改訂)

(環境省回答)

- 指定登録機関から通知される犬のマイクロチップ登録情報は、専用サイトからCSVファイルでダウンロードが可能です。
- 各市町村の狂犬病予防法に基づく犬の原簿システムのデータベースにCSVファイルを自動的に取り込む機能を追加するなど、CSVデータの利便性を向上させるためのシステム改修は、各市町村において御検討いただくことになります。なお、これに関する国からの補助金等の交付は予定しておりません。

3-⑭ 特例通知された情報に保管期間等は定められていますか。(改訂)

(環境省回答)

- 特例通知された情報については、各市町村の行政文書の管理に関する規定にも留意して、保管してください。
- なお、特例通知に関する環境省データベースでの保管期間は2年としています。

3-⑮ 特例通知は行政文書に該当しますか。(改訂)

(環境省回答)

- 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第4項において、「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」と規定されています。
- 特例通知は、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」に該当するため、行政文書に当たると考えられます。

4 特例通知の解釈と市町村における犬の登録手続について

4－① 特例通知を受けた時点で、市町村における狂犬病予防法に基づく犬の登録手続の全部又は一部が完結しているとみなされますか。

(環境省及び厚生労働省回答)

- 動物愛護管理法第 39 条の 7 第 2 項に規定されているとおり、市町村長からの求めによる指定登録機関からの特例通知が送付された場合は、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定による登録の申請等があったとみなします。
- ただし、この時点では、あくまで「登録の申請等」があったとみなされるにすぎないため、狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定による犬の登録が完結しているとみなすことはできません。市町村の条例等に基づく登録手続がすべて完了したことをもって犬の登録手続が完結します。

4－② 特例通知を受けた市町村は、犬の所有者から狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料を徴収することに法的な問題はありませんか。

(環境省及び厚生労働省回答)

- 「動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和 4 年 4 月 8 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)でお示ししたとおりです(参考 1)。
- 当該事務連絡でお示した「詳細な手続や手数料の額の考え方等」については、本 Q & A 5－①及び 5－②を御参照ください。
- 当該事務連絡でお示した「条例に根拠規定を整備すること」とは、具体的には、動物愛護管理法第 39 条の 7 第 1 項の規定による特例通知に係る狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定による登録について、手数料条例に、別途根拠規定を設けることを想定しています。ただし、各市町村が既存の条例において、手数料の徴収が可能であると解釈・判断した場合には、必ずしも、新たに条例の整備を必要とするものではありません。

4-③ 犬の所有者は、マイクロチップの情報に関する指定登録機関の登録を受けた際に、狂犬病予防法の登録手続についてどのように案内されるのですか。特例制度参加市町村と特例制度不参加市町村のそれぞれのパターンについて教えてください。

(環境省回答)

- 登録を受けた犬の所在地が特例制度参加市町村である場合、登録完了画面で以下のとおり表示されます。(登録完了メールにおいても、同趣旨の案内が記載されています。)

「登録を受けた犬の所在地を管轄する市区町村は、狂犬病予防法の特例制度に参加しているため、登録を受けた犬が生後 91 日齢以上である場合には、登録された犬の情報や所有者情報が、その市区町村に自動的に通知されます※。その通知が狂犬病予防法に基づく登録の申請等とみなされるため、市区町村の窓口で狂犬病予防法に基づく犬の登録申請を行う必要はありません。狂犬病予防法に基づく犬の登録については、犬の所在地を管轄する市区町村にお問い合わせください。」

※ 生後 90 日齢以内の犬が登録を受けた際には、生後 91 日齢に達した日時点の登録された犬の情報や所有者情報が通知されます。

- 登録を受けた犬の所在地が特例制度不参加市町村である場合、登録完了画面で以下のとおり表示されます。(登録完了メールにおいても、同趣旨の案内が記載されています。)

「登録した犬の所在地の市区町村は狂犬病予防法の特例に参加していないため、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」への登録とは別に、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請が必要となります。この手続については、犬の所在地の市区町村の窓口で手続を行ってください。」

4-④ 特例通知されたマイクロチップ登録情報の内容と各市町村の犬の原簿の内容が異なっている場合、犬の所有者への連絡は、市町村又は指定登録機関のどちらが行うのですか。

(環境省回答)

- 特例制度において、マイクロチップの登録情報は市町村の求めに応じて通知するものであり、当該通知情報は市町村で利用していただくものと考えています。よって、犬の原簿上の情報の正誤を修正する必要がある場合は、市町村から所有者へ連絡いただくことになります。
- マイクロチップの登録情報については、登録者からの申請や届出がない限り、指定登録機関では変更できません。

4－⑤ 犬の所有者が、指定登録機関の変更登録を受ける前に、狂犬病予防法第4条第5項に規定する届出のために市役所等を訪れた場合には、どのように対応すればよいですか。

(環境省及び厚生労働省回答)

- 特例制度参加市町村においては、動物愛護管理法第39条の6第1項の規定により犬の所有者には変更登録を受ける義務があることを説明いただき、その申請を指定登録機関に行うよう案内してください。犬の所有者が指定登録機関に申請をした翌日に、特例通知が指定登録機関から市町村に送付されますので、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により、狂犬病予防法第4条第5項の規定による届出があったとみなしてください。ただし、特例通知が届くより前に狂犬病予防法第4条第5項の規定による届出に係る業務を行うことに、支障はありません。
- 特例制度不参加市町村においては、窓口で狂犬病予防法第4条第5項の規定による届出に係る事務を行ってください。犬の所有者は、動物愛護管理法第39条の6第1項の規定により、変更登録を受ける必要があるため、別途、指定登録機関に変更登録の申請を行うよう案内してください。
- 特に都道府県、政令指定都市及び中核市には、動物愛護管理法第39条の9に規定されているとおり、マイクロチップの装着や登録等を含めた措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うよう努力義務が課せられています。

5 特例制度に参加する場合の犬の登録手数料について

5－① 特例制度に参加する場合、犬の登録に係る手数料の金額はどのように決めれば良いですか。(改訂)

(厚生労働省回答)

- 狂犬病予防法第4条第1項の規定により、すべての犬の所有者に対して、犬の登録が義務付けられていることから、厚生労働省においては、犬の登録に係る手数料が過度に高額にならないようにすることを従来から都道府県等に対し、通知しているところです。

(参考)

「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成19年3月2日付け健感発第0302001号)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/dl/070302-02.pdf>

- 特例制度参加市町村は、特例制度への参加に伴い、今後、管内の犬の登録の証が、狂犬病予防法第4条第2項に基づき交付される鑑札から、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされるマイクロチップに置き換わっていくことが予想されることを考慮しつつ、参加に伴う事務手続(例：犬の登録等に関する窓口業務を毎日の登録システム確認に変更)に要する費用(事務体制、人員体制、システム運営等)等を勘案した適正な金額を検討いただく必要があります。
- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による狂犬病予防法の改正により、狂犬病予防法第4条の規定による犬の登録等に係る事務が市町村の自治事務とされ、手数料については、その金額、徴収方法、使途も含めて、各市町村の判断に委ねられることになっております(参考2)。従って、厚生労働省において、特例制度に参加する場合の登録手数料の基準額を示すことは考えておりませんが、特例制度への参加により、従来の登録手数料が値上げされることは望ましくないと考えています。
- 特例制度参加市町村における犬の登録手数料の徴収状況については、「狂犬病予防法の特例に係るアンケート調査の結果について」(令和4年12月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課・環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)にて、令和4年9月1日時点の特例制度参加市町村における状況をお示ししていますのでご参照ください。

5－② 特例制度に参加する場合、犬の登録に係る手数料をどのように徴収すれば良いですか。(改訂)

(環境省及び厚生労働省回答)

- 特例制度参加市町村は、管内のマイクロチップが装着された犬の新規登録に関して、指定登録機関からの特例通知を受け、登録システムに登録されている犬の所有者の連絡先の情報を活用して、犬の所有者に連絡（手数料納付書の送付等）を取り、犬の登録に係る手数料の徴収手続を行うことが考えられます。
- 手数料の徴収に当たって、現在、市町村においては、狂犬病予防法の規定による業務を地方獣医師会に委託し、会員動物病院において狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録や同法第5条の規定による狂犬病の予防注射に関する業務を行っていることもあったと承知しています。特例制度参加市町村においては、当該会員動物病院による犬の登録に係る手数料の徴収や狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第16条の4の規定による鑑札の提出についても、新たな委託業務として、地方獣医師会に委託することなども考えられます。
- なお、動物愛護管理法第39条の10第1項の規定による指定登録機関の業務に手数料の収納代行は含まれていないことから、指定登録機関が手数料の収納代行を実施することはできません。
- また、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日付閣議決定）に基づき、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムに「決済連携機能」の追加を検討しています。当該機能は、マイクロチップの登録手数料の納付後に、狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料を納付できるサイトに接続させ、当該手数料の納付を可能とする仕組みです。狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料納付に用いるサイトは、市町村ごとに任意で指定可能です。（詳細について、検討の進捗状況に応じて、今後お知らせしていく予定です。）

6 特例制度参加市町村における鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬に係る事務について

6-① マイクロチップが鑑札とみなされる以前に、既に犬の所有者に交付済みであった鑑札について、必ず市町村長への提出を求めなければならないのですか。

(厚生労働省回答)

- 狂犬病予防法施行規則第6条第2項又は同規則第8条第2項の規定により、紛失後に発見された鑑札や死亡した犬の鑑札については、市町村長へ提出することが義務付けられています。今後、特例制度参加市町村において、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により犬に装着されたマイクロチップが鑑札とみなされる場合は、それまで当該犬に装着されていた鑑札は不要となるため、狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定により、犬の所有者に対して、鑑札を速やかに市町村長に提出することを義務付けています。
- ただし、「正当な理由があるとき」には、鑑札の提出義務の対象外としています。この「正当な理由があるとき」に該当する場合としては、鑑札を紛失しているために、鑑札の提出ができない場合等を想定しています。
 - * 狂犬病予防法施行規則第8条第2項の規定により、犬の死亡の届出においては、届出書に当該犬の鑑札を添付することとしていますが、「正当な理由があるとき」は鑑札の添付義務の対象外としているところ、この「正当な理由があるとき」とは、上記と同様に、鑑札を紛失しているために、鑑札の添付ができない場合等を想定しています。
- なお、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされるマイクロチップが装着されている犬に対して、狂犬病予防法第4条第2項の鑑札を新たに交付することは認められません。
- 特例制度参加市町村においては、参加に伴い、管内の犬の登録の証が、狂犬病予防法第4条第2項の鑑札から、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされるマイクロチップに、置き換わっていくことが予想されることを考慮して、関係部署におけるマイクロチップリーダーの整備等についても配慮いただくようお願いします。
- また、犬のペットホテルの利用やドッグランの参加に当たり、当該犬の鑑札の装着が確認されるよう、各市町村において、関係者に対する周知指導をお願いしているところですが、特例制度参加市町村においては、特例制度の周知及び円滑な実装に関して、関係者との連携を図っていただくようお願いします。

6－② 特例制度参加市町村に所在する鑑札とみなされるマイクロチップを装着している犬について、狂犬病予防法に基づく犬の登録を受けていることの証明書（以下「登録証明書」という。）を所有者に交付することは可能でしょうか。

（厚生労働省回答）

- 登録証明書に関して、狂犬病予防法及び動物愛護管理法に特段の規定はありませんが、各特例制度参加市町村の判断により、条例等により措置することは可能と考えています。

6－③ 登録証明書の様式や使用方法について教えてください。また、登録証明書以外の方法を採用することは可能でしょうか。

（厚生労働省回答）

- 登録証明書は、当該犬が特例制度参加市町村において狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録が行われたことを確認する方法の1つの例であり、各特例制度参加市町村において、登録証明書以外の確認方法を採用するなど柔軟に対応していただくことは差し支えありません。
- 従って、当該登録証明書の記載事項については、各特例制度参加市町村の判断となりますが、例えば、登録原簿に登録されている以下の情報を記載することが考えられます。
 - ・ 所有者の氏名及び住所
 - ・ 犬の所在地
 - ・ 犬の種類
 - ・ マイクロチップの識別番号
 - ・ 登録番号
- ただし、原簿の写しをそのまま活用する場合については、各市町村の行政文書の管理に関する規定に留意するとともに、市町村により発行したものであることが確認できるようにする必要があります。
- 紙媒体以外には、登録バッジの交付も考えられます。動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により、マイクロチップが鑑札とみなされる場合には、狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定により、正当な理由がある場合を除き、交付された鑑札は市町村長に提出することとしていることから、鑑札をそのまま犬に装着させることはできませんが、例えば、鑑札番号が入っていない札を登録バッジとして用いることも考えられます。
- 各市町村が発行する登録証明書等によらない場合の方法としては、動物愛護管理法施行規則第21条の7第2項において、犬の所有者は、登録システムに、狂犬病予防法施行規則第4条の登録番号を登録することとしているため、例えば、マイクロチッ

リーダーにより当該犬のマイクロチップ識別番号を確認し、その後、犬の所有者がその場で登録システムにアクセスして、登録されている登録番号を提示する方法も考えられます。

6－④ 鑑札とみなされたマイクロチップが犬から除去された旨の所有者からの届出を受けて、市町村長が交付する鑑札について、交付に係る手数料を徴収すべきでしょうか。

(厚生労働省回答)

- 動物愛護管理法第 39 条の 4 の規定における、マイクロチップが除去されるやむを得ない事由については、動物愛護管理法施行規則第 21 条の 6 において、犬の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときとされています。
- このため、狂犬病予防法施行規則第 6 条第 1 項に規定する、犬の所有者が鑑札を亡失し、又は損傷した場合とは状況が異なります。
- 手数料の徴収の可否については最終的には市町村の判断となりますが、こうした状況の違いを考慮すると、動物愛護管理法第 39 条の 7 第 6 項の規定により生じる事務に係る手数料の徴収は慎重に検討する必要があると考えます。
- なお、このような事例に関わらず、手数料を徴収する場合には、手数料条例において当該手続きに係る手数料の徴収について根拠規定が必要と考えられます。

6－⑤ やむを得ない事由によりマイクロチップを除去した場合には、所有者は指定登録機関にその旨の届出を行うこととなりますが、その際、登録システムにおいて、鑑札とみなされていたマイクロチップを除去した旨の届出を市町村長に行い、鑑札の交付を受けるよう所有者に案内されないのでしょうか。(改訂)

(環境省回答) ○ マイクロチップを除去した際には、動物愛護管理法第 39 条の 8の規定により「死亡等の届出」を行うこととしています。マイクロチップを除去して「死亡等の届出」を行うと、特例制度における特例通知としては、市町村長に「死亡等の届出」として件数が通知されます。

- 登録システムから情報を検索すると、「その他の特徴」欄の記載から、マイクロチップを除去した情報であることが分かります。(本 Q & A 3－⑫参照)

6－⑥ 特例制度参加市町村が管理する登録原簿について、鑑札とみなされたマイクロチップの識別番号と登録（鑑札）番号を同一にすることは可能でしょうか。

（厚生労働省回答）

- 狂犬病予防法施行規則第16条の2の規定により、特例制度参加市町村においては、登録番号に加えて、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により鑑札とみなされたマイクロチップの識別番号も原簿に記載することとしています。ただし、特例制度参加市町村において、登録番号をマイクロチップの識別番号と同一とすることを妨げるものではありません。

7 マイクロチップが装着された犬の所在地変更に係る狂犬病予防法に基づく事務について

7-① 鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬が、特例制度参加市町村から特例制度不参加市町村へ、所在地変更した場合の転出元市町村及び転出先市町村の事務を教えてください。（改訂）

（厚生労働省回答）

【転出先市町村である特例制度不参加市町村の事務】

- 犬の所有者は、狂犬病予防法第4条第4項の規定により、転出先市町村に届出をします。この際、特例制度参加市町村である転出元市町村で鑑札とみなされていたマイクロチップは、特例制度不参加市町村である転出先市町村では鑑札とみなされなくなるため、転出先市町村は、狂犬病予防法施行規則第16条の7第1項の規定により、鑑札の交付を行います。

＊ 手数料の徴収の要否については最終的には市町村の判断となりますが、犬の所有者側ではなく行政側の特例制度への参加状況の違いにより生じる手続であることを考慮すると、手数料の徴収は慎重に検討する必要があると考えます。

- 転出先市町村は、狂犬病予防法施行規則第16条の7第1項の規定に基づき、転出元市町村に犬の新所在地を通知します。なお、狂犬病予防法の関係法令においては、転出元自治体への通知方法を定めた規定はなく、郵送以外の方法により通知することを妨げるものではありません。

【転出元市町村である特例制度参加市町村の事務】

- 転出先市町村から狂犬病予防法施行規則第16条の7第1項の規定に基づく通知を受けるまで原簿を管理し、通知を受けたら、同条第2項の規定により、当該転出先市町村に対して原簿を送付します。なお、狂犬病予防法の関連法令においては、原簿の送付方法を定めた規定はなく、郵送以外の方法により送付することを妨げるものではありません。

転出先市町村から通知がない場合であっても、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第21条の9第3項の規定に基づく指定登録機関からの通知により当該犬が転出したことが明らかな場合は、当該犬の所有者に対して、狂犬病予防法に基づく手続を案内することも可能です。

7-② 環境大臣に登録されたマイクロチップが装着された犬が、特例制度不参加市町村から特例制度参加市町村へ、所在地変更した場合の転出元市町村及び転出先市町村の事務を教えてください。（改訂）

（厚生労働省回答）

【転出先市町村である特例制度参加市町村の事務】

- 犬の所有者が、動物愛護管理法第 39 条の 5 第 8 項の規定により所在地の変更を登録システムに登録すると、指定登録機関から転出先市町村の市町村長に対して特例通知が送付され、動物愛護管理法第 39 条の 7 第 4 項の規定により狂犬病予防法第 4 条第 4 項の規定による届出があったとみなされます。
- （1）転出先市町村は当該特例通知の情報に基づき原簿の記載事項の変更を行います。
- （2）転出先市町村は、転出元市町村に犬の新所在地を通知します。
- （3）犬の所有者は鑑札を提出する必要がある、転出先市町村は当該提出される鑑札を回収します。

【転出元市町村である特例制度不参加市町村の事務】

- 転出先市町村から（2）の通知を受けた後、狂犬病予防法施行令第 2 条第 2 項の規定により、当該犬の原簿を削除することができます。

7-③ 鑑札とみなされたマイクロチップが装着された犬が、特例制度参加市町村から特例制度参加市町村へ、所在地変更した場合の転出元市町村及び転出先市町村の事務を教えてください。（改訂）

（厚生労働省回答）

【転出先市町村である特例制度参加市町村の事務】

- 犬の所有者は、動物愛護管理法第 39 条の 5 第 8 項の規定により所在地の変更を登録システムに登録すると、指定登録機関から転出先市町村の市町村長に対して特例通知が送付され、動物愛護管理法第 39 条の 7 第 4 項の規定により狂犬病予防法第 4 条第 4 項の規定による届出があったとみなされます。
- 転出先市町村は当該特例通知の情報に基づき原簿の記載事項の変更をします。
- 転出元市町村が特例制度に参加していることを確認できた場合は、狂犬病予防法施行規則第 16 条の 5 に基づき、転出元市町村への犬の新所在地の通知は不要となります。

【転出元市町村である特例制度参加市町村の事務】

- 動物愛護管理法施行規則第 21 条の 9 第 3 項に基づく特例通知を受けた後、狂犬病予防法施行令第 2 条第 2 項の規定により、当該犬の原簿を削除することができます。

参考 1 : 「動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合における狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて」(令和 4 年 4 月 8 日付け事務連絡)

各 { 都 道 府 県
政令指定都市 } 動物愛護管理主管課 (室) 御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合における
狂犬病予防法に基づく登録手数料の取扱いについて

平素より動物愛護管理行政に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 2 月 9 日から 5 月 31 日まで配信することとしている「第 1 回マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体説明会」における法令・制度の概要に係る環境省からの説明の中で、標記について疑義が生じており、関係省庁に確認後、追って回答を周知するとお伝えしていました。

今般、下記のとおり、令和 4 年 6 月 1 日の改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。)第 39 条の 7 第 1 項に基づき、市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)が環境大臣から通知を受けた場合における狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 1 項の登録に係る手数料の徴収の可否に係る考え方について整理しましたのでお知らせいたします。都道府県におかれましては、管内市町村(中核市及び特別区を含む。)の関係部局に周知いただくよう、お願いいたします。なお、本件については総務省自治行政局行政課及び厚生労働省健康局結核感染症課と協議済みであることを申し添えます。また、詳細な手続や手数料の額の考え方等については、追って御連絡いたします。

記

動物愛護管理法第 39 条の 7 第 1 項に基づく通知を受けた場合において、同条第 2 項の規定により、狂犬病予防法第 4 条第 1 項に基づく犬の登録の申請又は同条第 5 項に基づく届出があったものとみなされ、各市町村(特別区を含む。以下同じ。)の登録に係る事務が発生する場合には、当該事務は一私人の利益又は行為のため必要となったものであること、また、狂犬病予防法第 23 条第 2 第 1 号において、同法第 4 条の規定による登録の手続に要する費用については、犬等の所有者が負担することとされていることから、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条に基づく手数料として、各市町村において、条例に根拠規定を

整備することにより、手数料を徴収することは妨げられないと解される。

具体的な例としては、犬の登録原簿を管理している市町村において、環境大臣から通知される電子データを取得し、その情報を各市町村の原簿に移す事務や登録を行ったことを示す通知等を犬の所有者に交付することと併せて、手数料の納付通知書を送付することにより、徴収することが想定される。

参考 2：狂犬病予防法での手数料設定のこれまでの経緯

○ 狂犬病予防法の施行時には、地方公共団体手数料令（昭和 30 年政令第 330 号。以下「手数料令」という。）に基づき手数料には上限が定められており、その金額の設定に当たっては、犬の鑑札の材料及び人件費、物価の変動等の登録事務に要する経費の実費を勘案して、都道府県により決定されていました。

○ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号。以下「地方分権一括法」という。）による狂犬病予防法の改正により、犬の登録事務が市町村の事務とされるとともに、当時犬の登録手数料を規定していた手数料令は平成 12 年に廃止されています。

平成 11 年当時の手数料令で規定されていた狂犬病予防法にかかる犬の登録手数料の算定根拠は以下のとおりです。

人件費（受付・書類審査、起案、決裁等）	2,165 円
物件費（消耗品費（※）、印刷製本費、通信運搬費）	863 円
計	3,028 円
単価	3,000 円

※消耗品費（鑑札にかかる全国平均値（実費）773 円

○ なお、地方分権一括法による改正前の狂犬病予防法の関係条文及び関係通知は以下のとおりです。

・ 狂犬病予防法（当時）

第 4 条第 6 項 都道府県は、犬の登録について、実費を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。

第 22 条 第 4 条第 6 項の規定により徴収された手数料は、すべてこの法律の目的達成のために用いられなければならない。

・ 平成 7 年 2 月 6 日衛乳 15 号 厚生省生活衛生局長通知

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/dl/950206-01.pdf>

参考3：マイクロチップを装着した犬の所在地変更に関する市町村業務整理表（改訂）

特例制度 参加状況	旧所在地の市町村事務	新所在地の市町村事務
参加市町村 ⇒ 不参加市町村	・新所在地の市町村への原簿の送付 (<u>狂犬病予防法施行規則第16条の7</u>)	・鑑札の交付(<u>狂犬病予防法施行規則第16条の7</u>)・旧所在地の市町村への通知(<u>狂犬病予防法施行規則第16条の7</u>) ・送付された原簿情報に基づく原簿の登録情報変更
不参加市町村 ⇒ 参加市町村	・原簿の消除(<u>狂犬病予防法施行規則第10条第1項第2号</u>)	・指定登録機関からの通知情報に基づく原簿の登録事項の変更 ・旧鑑札の回収(<u>狂犬病予防法施行規則第16条の4</u>) ・旧所在地の市町村への通知(<u>狂犬病予防法施行規則第16条の6</u>)
参加市町村 ⇒ 参加市町村	・原簿の消除(<u>狂犬病予防法施行規則第10条第1項第3号</u>)	・指定登録機関からの通知情報に基づく原簿の登録事項の変更
不参加市町村 ⇒ 不参加市町村	・新所在地の市町村への原簿の送付 (<u>狂犬病予防法施行令第2条の2第3項</u>)	・鑑札の引換え交付(<u>狂犬病予防法施行令第2条の2第2項</u>) ・旧所在地の市町村への通知(<u>狂犬病予防法施行令第2条の2</u>) ・ <u>原簿の登録情報変更</u>

参考４：「マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する対応について」（令和５年９月１１日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡）別添及び参考

問１ 特例制度に参加していない市町村（以下「特例制度不参加市町村」という。）に所在する犬について、マイクロチップを装着し環境大臣に情報を登録（以下「環境大臣への登録」という。）した場合、市町村窓口における狂犬病予防法による登録を行う必要はありますか。

（厚生労働省回答）

必要があります。特例制度不参加市町村においては、所有者が環境大臣への登録を行っても、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第３９条の７第１項に基づく特例通知が当該市町村へ送付されないため、従来どおり窓口等での狂犬病予防法による登録及び鑑札の交付を行う必要があります。

問２ マイクロチップを装着していない犬の所有者が、特例制度に参加している市町村（以下「特例制度参加市町村」という。）の窓口で狂犬病予防法第４条に基づく登録申請に来た場合、当該申請を受けて、原簿への登録手続きを行うことはできますか。

（厚生労働省回答）

特例制度参加市町村であっても、マイクロチップを装着していない犬（マイクロチップの装着が義務である犬を除く。）については、動物愛護管理法第３９条の５第１項に基づく環境大臣への登録がなされず、また、同法第３９条の７第１項に基づく特例通知が当該市町村へ送付されないため、従来どおり窓口での手続き（原簿への登録・鑑札交付・所定の手数料徴収）が必要となります。

（環境省回答）

令和５年９月現在、マイクロチップ装着義務の対象は犬猫等販売業者（ブリーダー・ペットショップ等の第一種動物取扱業者）のみです。一般所有者の飼い犬・猫のマイクロチップ装着及び環境大臣への登録の義務等について整理しましたので、（参考）を参照のうえ、当該所有者に対して適切に指導又は助言をしてください。

問３ 市町村が特例制度に参加した日以降に、当該市町村に所在する犬の所有者が、所有する犬にマイクロチップを装着した場合、環境大臣への登録前であっても、マイクロチップは鑑札とみなされますか。

（厚生労働省・環境省回答）

マイクロチップの装着だけでは当該マイクロチップは鑑札とはみなされません。マイクロチップを装着した犬の所有者は、装着した日から３０日以内に環境大臣への登録を行

う必要があります。環境大臣への登録後、環境大臣（指定登録機関）から当該市町村へ送付される特例通知により、狂犬病予防法第4条第1項の規定による申請または第5項の規定による届出があったものとみなされます。当該市町村による必要な手続きが行われ、当該マイクロチップは鑑札とみなされます。

なお、既に鑑札が交付されている犬について、当該犬に装着されているマイクロチップが鑑札とみなされた場合は、狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定に基づき、犬の所有者は交付されていた鑑札を当該市町村長に速やかに提出する必要があります。

問4 市町村が特例制度に参加した日以降に、当該市町村に所在する犬の所有者が、所有する犬にマイクロチップを装着し、かつ環境大臣への登録前に、犬の所有者が市町村窓口で狂犬病予防法に基づく登録申請に来た際は、どのように案内すればよいですか。

（厚生労働省・環境省回答）

「マイクロチップを装着した場合には動物愛護管理法第39条の5の規定により、マイクロチップを装着した日から30日以内に環境大臣の登録を受ける義務があること」を犬の所有者に説明いただき、その申請を指定登録機関に行うよう案内してください。犬の所有者が指定登録機関に申請をした翌日（犬の日齢が90日齢未満の場合には90日齢に達した日の翌日）に、特例通知が指定登録機関から当該市町村に送付されますので、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により、狂犬病予防法第4条第1項に基づく犬の登録の申請があったとみなし、狂犬病予防法に基づく登録を当該市町村が行い、動物愛護管理法第39条の7第2項の規定により、当該犬に装着されているマイクロチップを鑑札とみなしてください。ただし、所有者が希望する場合に、特例通知が届くより前に狂犬病予防法第4条第1項に基づく申請に係る業務（原簿への登録・鑑札交付・所定の手数料徴収）を行うことを妨げるものではありません。その場合でも、犬の所有者には、動物愛護管理法第39条の5の規定により、マイクロチップを装着した日から30日以内に環境大臣の登録を受ける義務があることに変わりなく、その登録が行われた場合、当該マイクロチップは鑑札と見なされ、狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定により、当該犬の所有者は交付されていた鑑札を当該市町村長に速やかに提出する必要があります。

問5 特例制度参加市町村に犬が所在しているか否かによって、マイクロチップの装着及び環境大臣への登録の義務の考えに違いはありますか。

（環境省回答）

特例制度参加市町村に犬が所在しているか否かにかかわらず、マイクロチップの装着及び環境大臣への登録の義務の考えに違いはありません。一般所有者の飼い犬・猫のマイクロチップ装着及び環境大臣への登録の義務等については（参考）を参照してください。

問6 狂犬病予防法第5条の規定により、所有する犬に予防注射を受けさせるにあたり、事前にマイクロチップの装着や環境大臣への登録が必要なのですか。

(厚生労働省回答)

必要ではありません。狂犬病予防注射は、マイクロチップ装着や環境大臣への登録とは、法令上独立した事務です。環境大臣への登録が義務である犬であっても、環境大臣への登録が済んでいないことをもって予防注射を実施しない理由にはなりません。狂犬病予防注射の接種率向上の観点からも、集合注射会場等に連れて来られた犬について、マイクロチップを装着していない等の事務的な理由で接種を実施しないことは望ましくありません。なお、狂犬病予防法による登録がされていない犬に狂犬病予防注射を実施する場合には、速やかに狂犬病予防法による登録を実施するように指導してください。

(環境省回答)

マイクロチップの装着や環境大臣の登録が必要な場合については、狂犬病予防法第5条の規定における予防注射の実施に関わらず、別途定められています。マイクロチップ装着及び環境大臣への登録の義務等については（参考）を参照してください。

問7 特例制度参加市町村において、マイクロチップを装着した犬の所有者が、環境大臣への登録前に、獣医師から交付された注射済証を持参して、市町村の窓口注射済票の交付申請に来た場合、当該所有者に対して注射済票を交付することはできますか。

(厚生労働省・環境省回答)

狂犬病予防法施行規則第12条の規定により、注射済票の交付が必要です。狂犬病予防法第4条に基づく犬の登録と同法第5条に基づく予防注射済票の交付が法令上独立した事務であることと同様に、環境大臣への登録と注射済票の交付は別の事務です。環境大臣への登録が済んでいないことをもって注射済票を交付しない理由にはなりません。

なお、狂犬病予防法による登録が未実施である犬の所有者へ注射済票を交付する場合は、速やかに狂犬病予防法による登録を実施するように指導してください。また、一般所有者の飼い犬・猫のマイクロチップ装着及び環境大臣への登録の義務等について、（参考）を参照のうえ、当該所有者に対して、必要に応じて適切に指導又は助言をしてください。

問8 特例制度参加市町村において、犬がマイクロチップを装着している場合、注射済票を交付する必要はないのですか。

(厚生労働省回答)

特例制度において、マイクロチップは鑑札とみなされますが、注射済票とはみなされません。問7のとおり、環境大臣への登録と注射済票の交付は別の事務であるため、マイクロチップの装着の有無にかかわらず、狂犬病予防法第12条第1項の規定に基づき注射済票を交付する必要があります。

(参考)

一般所有者の飼い犬・猫のマイクロチップ装着及び登録の義務等について

犬又は猫の状態			マイクロチップ装着及び登録の義務等
MC未装着			<u>飼い犬・猫のマイクロチップ装着は努力義務になります。</u> (未装着の犬・猫の所有者に対してマイクロチップの装着と環境大臣への登録^{※1}を勧めていただきますようお願いいたします。) なお、未装着の犬・猫にマイクロチップを装着した場合は、装着後30日以内に環境大臣への登録が義務となります。
M C 装 着 済 み	環 境 大 臣 へ の 登 録 が	現在の所有者情報等が適切に登録されている。	<u>環境大臣への登録は完了しています。</u> (犬の所在地等登録内容に変更が生じた場合は、変更30日以内に登録情報を変更するように指導してください。)
		令和4年6月以降にペットショップやブリーダーから購入又は、環境大臣への登録をうけた他者の犬・猫を譲り受けたが、変更登録を行っていない。	<u>環境大臣への変更登録^{※2}は義務です。</u> (所有者に対して、速やかに変更登録を行うように指導してください。)
	環 境 大 臣 へ の 登 録 が 行 わ れ て い な い。	令和4年6月以降に、犬・猫に「MCの装着」をした。	<u>環境大臣への登録は義務です。</u> (動物病院等で犬・猫にマイクロチップを装着した場合は、所有者に対して、新たに環境大臣への登録を行うように指導してください。)
		令和4年5月末日以前に、「購入・譲渡」又は「MCの装着」をした	<u>環境大臣への登録が可能です。</u> (既にAIPO等既存の民間登録団体のサービスに令和4年5月末日以前に登録されている所有者もおられます。環境大臣への登録も実施するか否かについては、所有者にその必要性の判断を検討していただくように指導してください。民間登録団体のサービスでは、動物愛護管理法第39条の7に基づくマイクロチップの鑑札みなし規定にはあてはまりません。)
		MCが装着済みの犬・猫を、海外から持ち帰った、もしくは民間登録団体のサービスをうけており、環境大臣への登録を受けていない犬・猫を他者から譲り受けた等。	

※1) ここでいう「環境大臣への登録」とは、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の5の第1項に基づく登録をいいます。

※2) ここでいう「変更登録」とは、同法第39条の6の第1項に基づく変更登録をいいます。